

## 座間市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、座間市補助金等の交付に関する規則（平成6年座間市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、自転車乗車時の自転車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の着用を促進するため、ヘルメットを購入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象となるヘルメット)

第2条 補助対象となるヘルメット（以下「対象ヘルメット」という。）は、新品未使用の状態で購入したもので、メーカーの保証期間内にあり、かつ、次の各号のいずれかの安全性の認証を満たしたものとする。ただし、自転車乗車時に着用する以外の目的のヘルメットの購入費は、補助対象から除く。

- (1) 一般財団法人製品安全協会による安全基準に適合することの認証
- (2) 公益財団法人日本自転車競技連盟による安全基準に適合することの認証
- (3) 欧州連合の欧州委員会による安全基準に適合することの認証
- (4) ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することの認証
- (5) 米国消費者製品安全委員会による安全基準に適合することの認証
- (6) 前各号に掲げる認証に類すると市長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、対象ヘルメットを購入した者であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、現に居住していること。
- (2) 補助対象者及び同一世帯の者が、現に市税を滞納していないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象者が自ら又はその世帯員のために購入する対象ヘルメット1個につき2,000円とする。ただし、対象ヘルメットの取得に要する費用が2,000円未満の場合は、その額とする。

2 対象ヘルメットの購入上限数は、補助対象者又はその世帯員につきそれぞれ1個までとする。

(交付の要望)

第5条 規則第5条第1項ただし書の規定により、補助金等交付要望書の提出を省略するものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（補助対象者の属する世帯を代表する者をいう。以下「申請者」という。）は、対象ヘルメットのメーカー保証期間内に、座間市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければ

ならない。

- (1) 運転免許証、個人番号カードその他の申請者の本人確認ができる書類の写し
- (2) 対象ヘルメットの購入の際に発行される領収書の原本
- (3) 対象ヘルメットの保証書の写し。ただし、購入した対象ヘルメット本体の提示があったときはこれを省略できるものとする。
- (4) 購入した対象ヘルメットが第2条各号に掲げる認証を満たしていることが分かる資料

2 規則第7条第2項の規定により、同条第1項第1号から第3号までに掲げる書類の添付を省略するものとする。

(実績報告書)

第7条 規則第18条第3項の規定により、補助事業等実績報告書等の提出を省略するものとする。

(請求)

第8条 補助金の交付の請求をしようとする者は、座間市自転車用ヘルメット購入費補助金交付請求書（第2号様式）に振込口座が分かる資料を添付し、市長に提出しなければならない。

(実施細目)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 第2条の規定は、この告示の施行の日以後に購入する対象ヘルメットについて適用する。